

はじめに

◆申請にあたっての注意事項

- 1 申込資格に関する基準日は、申込日現在（成人の基準日は、申込日から1か月後）とします。
- 2 提出のあった書類等について、写しを取る場合があります。また、申込書など受付した書類等は、一切お返しいたしません。
- 3 申込資格の審査にあたっては、必要に応じて関係官庁や勤務先などへ調査確認をする場合があります。
- 4 申込みは、1世帯につき1通に限ります。同一人を重複しての申込みもできません。次のような場合、すべての申込みを無効とします。
 - ① 1世帯で2通以上の申込みをした場合
 - ② 同一人の氏名が2通以上の申込書に記載されていた場合
- 5 友人等の寄合世帯など親族以外の者を同居者とした申込みはできません。また、次のような家族を分離しての申込みもできません。
 - ① 夫婦（内縁関係も含む。）、パートナーを分離する申込み。ただし、離婚調停中など申込みが可能な場合もあります。
※パートナーシップ宣誓者とは、「広島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に基づく「パートナーシップ宣誓書受領証」の交付を受けた方、当市が「パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定」を締結している自治体からの転入者で、継続使用の手続きをされた方をいいます。
 - ② 結婚、就職等の合理的な理由なく現に同居している親族を分離する申込み。
- 6 他の市営住宅の公募と重複して申し込むことはできません。
- 7 申込内容に不備がある場合、電話により確認させていただくことがありますので、申込書の「連絡先」欄には、必ず連絡がとれる電話番号を記入してください。
- 8 次のような場合、申込みを無効とします。また、入居候補者に決定された後でも失格となります。
 - ① 申込資格がないとき。また、申込みから入居手続きまでの間に申込資格をなくしたとき。
 - ② 申込書に不正の記載があったとき。
 - ③ 申込書に申込住宅などの必要事項を記載していないとき。
 - ④ 重複して申込みをしたとき。
 - ⑤ 二次審査、入居手続き・入居説明会に無断で欠席したとき。
 - ⑥ 二次審査、入居手続きに必要な書類を指定期限までに提出しないとき。
 - ⑦ この募集案内P22の申込書以外で申込みをしたとき。

◆申込後の注意事項

- 1 申込後の家族の増減変更は、出生・死亡以外は認めません。入居時に一人になったとき又は申込者本人が入居しなくなったとき（死亡を含む。）は入居できません。

◆入居にあたっての注意事項

- 1 入居手続きの際には、緊急連絡人及び敷金（当初家賃の3か月分）が必要です。
- 2 入居後には、家賃とは別に共益費などの経費を負担していただくことになります。
例：廊下灯、階段灯、エレベーターなどの電気料金、浄化槽の消毒及び清掃に要する費用など
- 3 新築住宅を除き、募集する住宅は、前入居者が退去した住宅を生活上支障のないよう部分的に補修し、入居していただくものです。住宅ごとの傷みの程度により修繕の内容が異なりますので、ご承知おきください。
また、修繕の状況により、入居まで一定の期間を要する場合がありますので、ご了承ください。
- 4 住宅には、原則、網戸・カーテンレールが付いていません。設置費用及び退去時の撤去費用は入居者の負担となります。
- 5 入居後の住宅内の修繕について、修繕箇所によって入居者自身で費用を負担していただく場合があります。詳しくは、入居手続きの際にお渡しする「住まいのしおり」をご覧ください。
- 6 他の入居者の迷惑になりますので、市営住宅では、犬・猫などのペットを飼うこと（預かることを含む）はできません。また、敷地内での野良猫やハトなどへの餌付けはご遠慮ください。
※法律により、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を使用することは認められています。
- 7 市営住宅内での営業行為は禁止しています。
- 8 住宅によって駐車場がない場合があります。また、駐車場があっても空き区画がない場合もあります。駐車場の空き状況については、申込住宅の所在する区の区役所建築課へお問い合わせください。（なお、大須賀住宅に駐車場はありません。）
- 9 退去される際には、入居者の負担において冷暖房機等自ら設置した家具等の撤去等の原状回復を行っていただく必要があります。
- 10 現在、市営住宅にお住まいの方は、新たに市営住宅に入居する際、現在お住まいの市営住宅を原状回復の上、返還していただくことが条件となります（返還に係る完了検査に合格しない場合は、新たな市営住宅の入居許可を取消すことがあります。）。